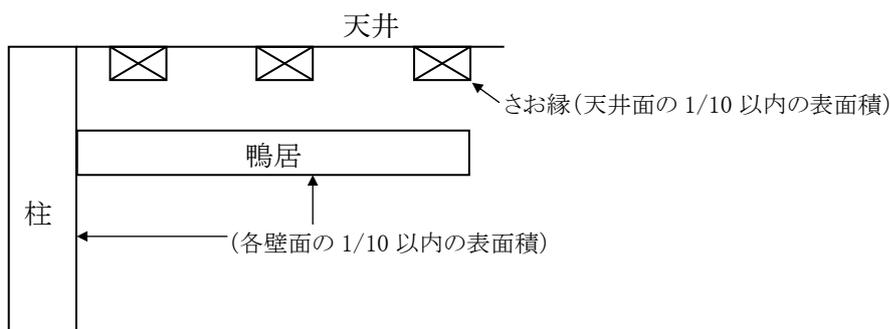


第2 内装制限

1 消防法令上の内装制限

- (1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。
- (2) 内装制限の対象となる「壁及び天井の室内に面する部分」とは、単に居室（建基法第2条第4号に規定する居室であり、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう。）内に面する壁及び天井だけでなく、非居室、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分であること。ただし、収納のために、人が内部に出入りするような規模、形態を有していない押入（4㎡未満）その他これらに類するものの壁及び天井については、この限りでない。
- (3) 消防用設備等の適用に当たって、居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分も内装制限の対象となるものであること。
- (4) 難燃材料でした内装の仕上げに準じる仕上げ（建基令第128条の5第1項第1号口及び同条第4項第2号）の組合せによる内装仕上げは、消防法令上の難燃材料で仕上げたものには該当しない。
- (5) 壁又は天井の部分に柱、梁等の木部が露出する場合又は照明器具のカバー等が存する場合で、当該部分の表面積が各面（各壁面及び天井面）の面積の1/10を超える場合は内装制限の対象とすること。ただし、壁及び天井面に装飾用として設けた角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）は、内装制限の対象としないことができる。（第2-1図参照）

なお、「準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（平成21年国土交通省告示第225号）の適用にあたっては、柱、はり等の木部は表面積に関係なく内装制限の対象となることに留意すること。



第2-1図

- (6) ユニットバス、ユニット式の家庭用サウナは、消防法令上の内装制限の対象外とする。
- (7) 内装制限関係規定
 - ① 令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）

第2 内装制限

- ② 令第12条第4項（スプリンクラー設備に関する基準）
- ③ 規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）
- ④ 規則第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）
- ⑤ 規則第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
- ⑥ 規則第13条の6（スプリンクラー設備の水源の水量等）
- ⑦ 規則第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）
- ⑧ 規則第28条の2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
- ⑨ 規則第30条の3第1項（連結散水設備に関する基準の細目）
- ⑩ 平成17年総務省令第40号、平成17年消防庁告示第2号（特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件）